

報告第1号

和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号及び第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年2月15日

利根町長 佐々木 喜 章

専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

1 事故の概要

令和4年10月14日に茨城県猿島郡境町上町761-12の交差点において直進していたところ、右側より進行してきた相手方車両と衝突した。一時停止表示は相手側にあり、当方車両（議会公用車）は右側前方を破損した。

2 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 和解条項

- (1) 本事故に係る過失の割合は、町が2割、相手方が8割とし、町は相手方に対し損害賠償金として26,400円を支払う。
- (2) 町及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権債務を有しない。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

令和4年11月2日

利根町長 佐々木 喜 章